

Vol.34

魅力高まる新興国国債にETFで投資

新興国国債は、欧州債務問題の深刻化などを背景に、投資家のリスク回避姿勢が強まったことを受け、2011年半ばに大きく下落しましたが、2012年に入り、欧州債務問題に進展がみられる中、世界経済に回復の兆しが見え始めたことなどから持ち直す動きとなりました。市場が落ち着きを取り戻したことに加え、新興国の景気が相対的に底堅いことや、債務問題を抱える先進国などと比べ財政の健全性が高いこと、また、相対的に利回りが高いことなどが、新興国国債の押し上げ要因になっているとみられます。

国債の信用度(債務返済能力)をみるうえで、一般に経済成長率や財政状態がどの程度かということが重要となります。2012年(予想)のGDP成長率と政府債務残高の関係をみると、先進国や欧州のGDP成長率は低く、政府債務残高は高い見通しとなっています。一方、新興国のGDP成長率は高く、政府債務残高は低い見通しとなっています。これは新興国経済の高成長や所得の拡大などにより税収が増加していることなどが背景にあると考えられます。また、こうしたことに伴ない新興国では信用格付の改善傾向が続いていることなどを考えると、引き続き、新興国国債の投資魅力は高いといえそうです。

こうした比較的高い経済成長とともに比較的健康な財政状態が引き続き見込まれる新興国の国債への投資にあたっては、ETF(上場投資信託)の活用が便利です。新興国には信用リスクや政治リスクが存在する国もあり、投資にあたっては国の選別などに留意する必要がありますが、ETFを活用することで、手軽に分散投資が可能となります。

新興国国債の推移

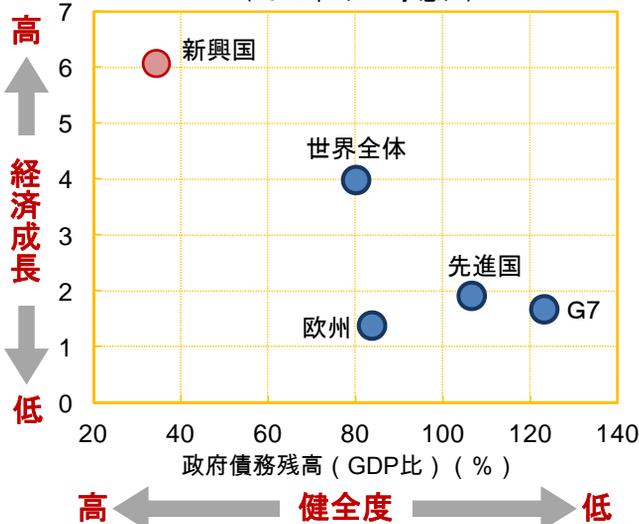
(期間:2010年5月3日~2012年3月28日)



※上記指数は、パークレイズ・キャピタル自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックス(米ドルベース)

実質GDP成長率と政府債務残高

実質GDP成長率(%) (2012年<IMF予想>)



高 ← 健全度 → 低

 円換算したパークレイズ・キャピタル自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックスへの連動を目的としたETF:
「上場インデックスファンド新興国債券(パークレイズLocal EM国債)」

ETF[愛称] (銘柄コード)	対象指数	売買単価 (2012年3月30日始値)	売買単位	最低投資 金額(概算)*
上場新興国債 (1566)	パークレイズ・キャピタル自国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックス	54,500円	1口	54,500円

* 最低投資金額(概算)は、2012年3月30日始値×最低売買単位。手数料などの費用は含みません。

(IMF「World Economic Outlook, September 2011」などをもとに日興アセットマネジメントが作成)

※上記は過去のものおよび予想であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

ご留意事項

■リスク情報

投資信託は、投資元金が保証されているものではなく、値動きのある資産(外貨建資産は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、投資元金を割り込むことがあります。投資信託の運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なります。

■手数料等の概要

お客様には、以下の費用をご負担いただきます。

<取得・換金時にご負担いただく費用>

お申込手数料 販売会社が独自に定める手数料とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、当該手数料には消費税等相当額がかかります。

換金手数料 販売会社は、受益者が解約請求、交換を行なうとき、および受益権の買取りを行なうときは、当該受益者から、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

信託財産留保額 上限0.3%

<取引所における売買時にご負担いただく費用>

売買手数料 取扱会社が独自に定める手数料とします。詳しくは、取扱会社にお問い合わせください。

<信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>

信託報酬(年率) 上限0.9975%(税抜0.95%)
有価証券の貸付を行なった場合、受取った品貸料に0.525(税抜0.5)以内を乗じて得た額を加えます。

その他費用 組入有価証券の売買委託手数料、監査費用、立替金の利息、受益権の上場に係る費用、標章の使用料 など

※その他費用については、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記手数料などの合計額については、投資家の皆様ที่ファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

《ご注意》

- 手数料等につきましては、日興アセットマネジメントが運用するETFのうち、徴収するそれぞれの手数料等における最高の料率を記載しております。(当資料作成日現在)
- 上記のリスク情報や手数料等の概要は、一般的な投資信託を想定しており、投資信託毎に異なります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)などをご覧ください。

■その他の留意事項

当資料は、投資家の皆様へ「上場インデックスファンド」へのご理解を高めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当該ファンドをお申込みの際には、契約締結前交付書面などを十分にお読みください。

指数の著作権などについて

「バークレイズ・キャピタル本国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックス」

- 「Barclays Capital Inc. (以下「Barclays」)は、上場インデックスファンド新興国債券(バークレイズLocal EM国債)(以下、「当ファンド」)の発行体または開発会社ではなく、当ファンドの投資家に対していかなる責任、義務または責務を負うものではありません。バークレイズ・キャピタル本国通貨建て新興市場国債・10%国キャップ・インデックス(以下、「本指数」)は金融商品です。本指数は、Barclays が所有する商標であり、当ファンドの発行体である日興アセットマネジメント株式会社(以下、「日興アセットマネジメント」)に対してその利用許諾が与えられています。当ファンドを発行する日興アセットマネジメントは、当ファンドに関して本指数またはそれに関連する取引を自らBarclaysと行なう場合がありますが、投資家は日興アセットマネジメントから当ファンドを取得するのであり、本指数のいかなる持分を取得するものでもなければ、当ファンドへの投資によってBarclaysといかなる関係を持つものでもありません。当ファンドは、Barclaysによって支持、保証、販売、販売促進されるものではありません。Barclaysは、当ファンドまたは有価証券全般の投資適合性について、明示的にも暗示的にも、何ら表明または保証するものではありません。Barclaysの当該発行体に対する唯一の関係は、本指数の利用許諾を与えるものです。Barclaysは、本指数に関する決定、作成および計算について、当該発行体または当ファンドを考慮することなく行ないます。Barclaysは、本指数に関する決定、作成および計算について、当ファンドの発行体または保有者の要望等を考慮せずに行ないます。Barclaysは、当ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関する義務または責任を何ら負うものではありません。
- 日興アセットマネジメントとBarclaysの間のライセンス契約は、日興アセットマネジメントおよびBarclaysの利益を唯一の目的としており、当ファンドの保有者、投資家またはその他の第三者の利益を目的としたものではありません。
- Barclaysは、本指数またはそれに含まれるいかなるデータの品質、正確性、および/または完全性、あるいは本指数の提供中断について、当該発行体、投資家またはその他の第三者に対していかなる責任も負わないものとします。Barclaysは、本指数またはそれに含まれるいかなるデータの使用により、当該発行体、当該投資家、またはその他のいかなる者ないし組織に生じた結果について、明示的にも暗示的にも何ら保証するものではありません。Barclaysは、本指数またはそれに含まれる一切のデータに関して、商品性または特定の目的・使用における適合性を明示的にも暗示的にも保証するものではなく、かつそれら一切の保証を免除されることをここに明示します。Barclaysは、本指数またはそれに含まれるいかなるデータの使用によって生じる一切の間接的または派生的な損害などを含むいかなる損害についても責任を負わないものとします。
- Barclays Capitalは、Barclays Bank PLCの投資銀行部門です。Barclays Capitalは、特有のビジネスモデルを有しており、金融およびリスクマネジメントのニーズに対応するソリューションを企業、金融機関、政府および国際機関に提供しています。
- Barclays Capital Inc.により提供され、本書に使用されている情報は、Barclays Capital Inc.による事前の許可書がない限り、いかなる方法で転載することもできません。Barclays Capital Inc.はBarclays Bank PLCの関連会社であり、米国で登録されたブローカー・ディーラー、ならびにSIPC(証券投資家保護公社)、FINRA(金融取引業規制機構)およびNFA(全米先物協会)の会員です。Barclays Capital Inc.は、745 Seventh Avenue, New York, NY 10019を所在地として事業を行なっています。

設定・運用は

日興アセットマネジメント

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号
加入協会: 社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会

■当資料は、投資家の皆様に「上場インデックスファンド」へのご理解を高めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。